

令和5年（2023年）
第4回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第113号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市から職員を派遣することができる団体を加えるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等に、「公益社団法人国民健康保険中央会」^{※1}及び「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」^{※2}を追加します。</p> <p>○ 2024年4月1日から施行します。</p> <p>※1 公益社団法人国民健康保険中央会 全国47都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会を会員とし、国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とした団体</p> <p>※2 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 都民のライフステージに応じてスポーツの普及振興を図るとともに、東京都内における埋蔵文化財の保護を図ることによって、都民の文化的生活の向上に寄与することを目的とした団体</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）</p>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 1 1 4 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例																		
<p>【議案提出の目的】 個人番号を利用する事務及び個人番号を利用して取得する情報を加えるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 新たに個人番号（マイナンバー）を利用し、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取得する事務を以下のとおり追加します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可外保育施設等の保育料の助成</td> <td>生活保護情報、地方税情報、口座情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 次の事務について、新たに取得する特定個人情報を追加します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童育成手当</td> <td>口座情報、戸籍情報^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等医療費助成</td> <td>口座情報、医療保険情報^{※2}、戸籍情報</td> </tr> <tr> <td>乳幼児医療費助成</td> <td>口座情報、医療保険情報</td> </tr> <tr> <td>義務教育就学児医療費助成</td> <td>口座情報、医療保険情報</td> </tr> <tr> <td>高校生等医療費助成</td> <td>口座情報、医療保険情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 戸籍法の改正により、国が管理する戸籍情報連携システムの運用が開始され、同時に、戸籍情報はマイナンバーを利用して収集することが可能となる予定です。</p> <p>※2 現在、マイナンバーカードの健康保険証利用が進められており、2024 年秋には従来の紙の健康保険証の発行は終了します。そのため、医療費助成事務に必要な医療保険情報を、マイナンバーを利用して収集できるようにします。</p> <p>○ 戸籍情報の取得については改正戸籍法の施行の日^{※3}から、それ以外の内容については公布の日から施行します。</p> <p>※3 2019 年 5 月 31 日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</p> <p>【改正により何が変わるか】</p> <p>○ マイナンバーを利用することにより、医療費助成の申請や更新時にこれまで提出していた保険証の写しや戸籍謄本等が不要となり、受給者の負担軽減を図ることができます。</p>				事務	特定個人情報	認可外保育施設等の保育料の助成	生活保護情報、地方税情報、口座情報	事務	特定個人情報	児童育成手当	口座情報、戸籍情報 ^{※1}	ひとり親家庭等医療費助成	口座情報、医療保険情報 ^{※2} 、戸籍情報	乳幼児医療費助成	口座情報、医療保険情報	義務教育就学児医療費助成	口座情報、医療保険情報	高校生等医療費助成	口座情報、医療保険情報
事務	特定個人情報																		
認可外保育施設等の保育料の助成	生活保護情報、地方税情報、口座情報																		
事務	特定個人情報																		
児童育成手当	口座情報、戸籍情報 ^{※1}																		
ひとり親家庭等医療費助成	口座情報、医療保険情報 ^{※2} 、戸籍情報																		
乳幼児医療費助成	口座情報、医療保険情報																		
義務教育就学児医療費助成	口座情報、医療保険情報																		
高校生等医療費助成	口座情報、医療保険情報																		
問合せ先	総務部 市政情報課長 神谷 子ども生活部 子ども総務課長 大坪	電話	724-8407 724-2876																

議案概要

議案名	第115号議案 町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 デイサービス鶴川及びデイサービス南大谷の事業終了に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 高齢者在宅サービスセンターのうち、「デイサービス鶴川」及び「デイサービス南大谷」を廃止します。○ 2024年4月1日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市では、市内に不足していたデイサービスの量的拡大を目的として、1994年から高齢者在宅サービスセンターの整備を開始し、現在、12施設を指定管理により運営しています。○ 2000年の介護保険法施行に伴い民間事業者の参入が進み、2023年8月時点で、市内のデイサービス施設は127施設（市立12施設を含む。）あり、その平均利用率は2022年10月の実績で約65%となっていることから、市内のデイサービス供給不足は解消しました。このため、高齢者在宅サービスセンターは開設当初の目的を達成したと判断し、次期指定管理期間の期限である2028年度末までに終了することを決定しました。○ 「デイサービス鶴川」は鶴川第四小学校内に設置しており、同小学校は2026年度から新校舎の建設を開始する予定であるため、現在の指定管理期間の期限である2024年3月31日をもって事業を終了します。○ 「デイサービス南大谷」は、次期指定管理期間（2024年度～2028年度）の指定管理者の募集を行いました。事業者からの応募がなかったため、現在の指定管理期間の期限である2024年3月31日をもって事業を終了します。○ 双方の施設とも、事業終了にあたり、利用者のサービス利用が中断するなどの影響が生じないように、事前にケアマネジャー等を通じて新しい事業所へ繋げていきます。			
問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 田野倉	電話	724-2916

議案概要

議案名	第 1 1 6 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
-----	-----------------------------------

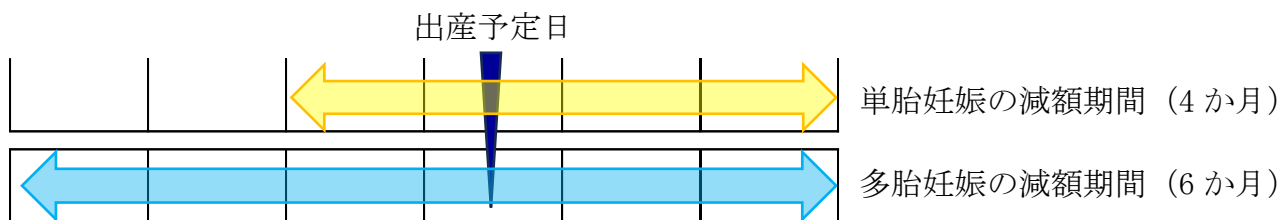
【議案提出の目的】

地方税法の改正に伴い、出産する被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 出産する被保険者について、産前産後期間*の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額します。

*産前産後期間とは、単胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間、多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間です。



- 出産する被保険者の所得割額と均等割額の減額は以下のとおりです。

・所得割額

所得割年税額 ÷ 12 か月 × 減額月数（単胎妊娠は 4 か月、多胎妊娠は 6 か月）

・均等割額

63,200 円* ÷ 12 か月 × 減額月数（単胎妊娠は 4 か月、多胎妊娠は 6 か月）

※2023 年度の均等割年税額

低所得者世帯の負担軽減措置の適用がある場合は、7 割、5 割、2 割軽減後の均等割年税額に対し、産前産後期間の減額をします。

7 割軽減	$(63,200 \text{ 円} - 44,240 \text{ 円}) \div 12 \text{ か月} \times \text{減額月数}$ （単胎妊娠は 4 か月、多胎妊娠は 6 か月）
5 割軽減	$(63,200 \text{ 円} - 31,600 \text{ 円}) \div 12 \text{ か月} \times \text{減額月数}$ （単胎妊娠は 4 か月、多胎妊娠は 6 か月）
2 割軽減	$(63,200 \text{ 円} - 12,640 \text{ 円}) \div 12 \text{ か月} \times \text{減額月数}$ （単胎妊娠は 4 か月、多胎妊娠は 6 か月）

- 出産する被保険者がいる場合の届出に関する規定を整備します。

- 2024 年 1 月 1 日から施行します。

【関係法令】

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 武藤	電話	724-2124
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 1 1 7 号 議 案 町 田 市 子 ども に や さ し い ま ち 条 例		
【議案提出の目的】			
<p>子どもの権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにやさしいまちを実現することを目的として、制定するものです。</p>			
【議案の内容】			
<p>○ 子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指し、以下のとおり定めます。</p>			
構成	内容		
前文	<p>子どもに関わる全ての大人、町田市全体で「子どもにやさしいまち」に取り組む姿勢やその実現のために必要なことを示し、条例制定の目的を改めて宣言します。</p>		
第 1 章 総則	<p>条例を制定する目的や目指す姿、条例に用いる「子ども」「保護者」「施設」の定義について定めます。</p>		
第 2 章 子どもの権利	<p>「児童の権利に関する条約[※]」にある、子どもが保障されるべき 4 つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について定めます。</p>		
第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務	<p>責務を負う主体を「大人」「保護者」「施設関係者」「地域住民」「事業者」「市」に区分し、それぞれの責務について定めます。</p>		
第 4 章 子どもの権利の保障の推進	<p>子どもの権利の普及や、権利の侵害からの救済、子育て家庭への支援、子どもの意見表明及び参画の促進等について定めます。</p>		
第 5 章 施策の推進	<p>子どもに関する施策について、市が計画の策定及び公表、効果の検証を行うことについて定めます。</p>		
<p>※ 「児童の権利に関する条約」 1989 年に国連において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本は 1994 年に批准しました。本条約では、子どもが権利をもつ主体であることが明確に示されています。</p>			
<p>○ 2024 年 5 月 5 日から施行します。</p>			
問合せ先	子ども生活部	子ども総務課長	大坪
		電話	724-2876

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 1 1 8 号議案 町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、適切な管理が行われずそのまま放置すれば特定空家等※になってしまうおそれのある空家等を「管理不全空家等」として区分し、市が指導や勧告の措置ができるようになることに伴い、措置の基準を定めます。また、実際に措置を行う際には、外部の有識者で構成する「町田市管理不全空家等及び特定空家等対策審議会」に意見を聴取することを定めます。</p> <p>※そのまま放置すれば倒壊等の危険がある状態や衛生上有害となる状態、適切な管理が行われていないため著しく景観を損なっている状態など、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいいます。</p> <p>○ 現行の「町田市特定空家等対策審議会」の名称を「町田市管理不全空家等及び特定空家等対策審議会」に改めます。</p> <p>○ 法律の条番号が変更となることに伴い、法律から引用する条番号を改めます。 (改正前) (改正後) 第 3 条 → 第 5 条 第 6 条 → 第 7 条 第 13 条 → 第 15 条</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 住宅課長 村田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4269</p>

議案概要

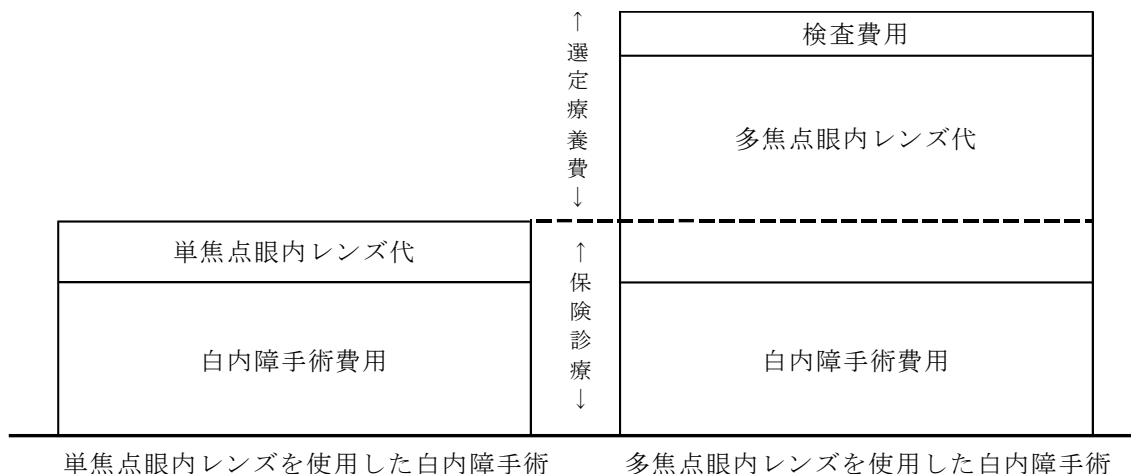
議案名	第 1 1 9 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例
-----	----------------------------------

【議案提出の目的】

多焦点眼内レンズを使用した白内障手術を開始することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 多焦点眼内レンズを使用した白内障手術を実施した場合に、「多焦点眼内レンズ支給選定療養費」として、多焦点眼内レンズ代から単焦点眼内レンズ代を引いた額と検査費用を合算した額を徴収します。



- 2024年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）

【経緯】

- 現在、町田市民病院では白内障手術に際して、単焦点眼内レンズによる治療のみを実施しています。
- 今後も、白内障患者の増加が見込まれるため、遠近いずれも視力回復が可能となる多焦点眼内レンズを使用した白内障手術のニーズが高まっています。このニーズに対応するため、多焦点眼内レンズを使用した白内障手術を2024年4月1日から開始します。

問合せ先	市民病院 医事課長 吉本	電話	724-2230
------	--------------	----	----------

議案概要

議案名	第120号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について		
<p>【議案提出の目的】 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体を加えるため、提出するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 2024年4月1日から東京都市公平委員会に「東京たま広域資源循環組合」が加入することに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を変更します。</p> <p>【関係法令】 ○ 地方自治法第252条の2の2及び同法第252条の7</p>			
問合せ先	総務部職員課長 伊藤	電話	724-2199

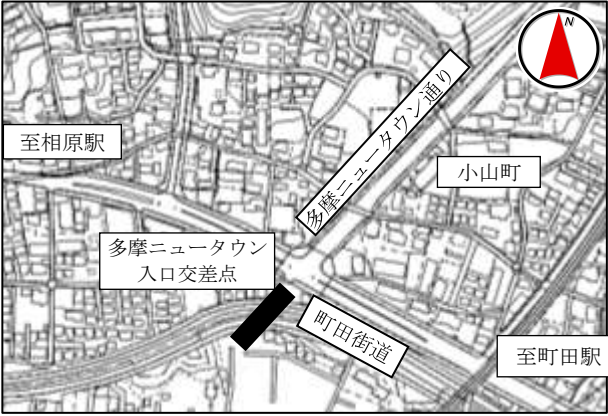
議案概要

議案名	第 1 2 1 号議案 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）																											
<p>【議案提出の目的】 市民・事業者がごみを排出する際に使用する指定収集袋を調達するため、物品供給単価契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2024 年度分の各種指定収集袋を購入するものです。 燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装プラスチック専用袋、ボランティア袋、おむつ専用袋、事業ごみ専用袋 ○ 二酸化炭素排出量の削減を目指し、ボランティア袋にバイオマス原料 25%を配合しています。 ○ 本件は、2022 年度調達分までは製造業務委託としていましたが、多くの事業者が入札参加できるよう仕様書等を見直し、2023 年度調達分からは物品供給単価契約としています。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 243,005,070 円（推定総額） ○ 契約相手方 株式会社 株式会社ハーバック化成 東京営業所 関東営業担当 井上 久美 ○ 納 期 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで <p>【過去の実績】 ※2023 及び 2024 年度の購入枚数・金額は予定数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調達年度</th> <th>応札業者数</th> <th>平均単価</th> <th>購入枚数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021</td> <td>1 者</td> <td>7.32 円</td> <td>28,179,900 枚</td> <td>209,252,961 円</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>1 者</td> <td>8.90 円</td> <td>29,367,900 枚</td> <td>263,011,272 円</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>2 者</td> <td>9.28 円</td> <td>30,363,000 枚</td> <td>273,185,550 円</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>3 者</td> <td>8.37 円</td> <td>30,816,000 枚</td> <td>243,005,070 円</td> </tr> </tbody> </table>				調達年度	応札業者数	平均単価	購入枚数	金額	2021	1 者	7.32 円	28,179,900 枚	209,252,961 円	2022	1 者	8.90 円	29,367,900 枚	263,011,272 円	2023	2 者	9.28 円	30,363,000 枚	273,185,550 円	2024	3 者	8.37 円	30,816,000 枚	243,005,070 円
調達年度	応札業者数	平均単価	購入枚数	金額																								
2021	1 者	7.32 円	28,179,900 枚	209,252,961 円																								
2022	1 者	8.90 円	29,367,900 枚	263,011,272 円																								
2023	2 者	9.28 円	30,363,000 枚	273,185,550 円																								
2024	3 者	8.37 円	30,816,000 枚	243,005,070 円																								
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (事業内容) 環境資源部 環境政策課長 池澤	電話	724-2523 785-5479																									

議案概要

議案名	第122号議案 忠生630号線（第二期）道路改良工事（その4）請負契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 整備工事費等を増額し、工期を延伸するため、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約金額の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額を 406,835,000 円から 456,383,400 円に変更します（49,548,400 円増）。 ○ 履行期限の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期限を 2024 年 3 月 11 日から 2024 年 7 月 5 日に変更します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 忠生 630 号線（第二期）道路改良工事（その 4） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 変更前の金額 406,835,000 円 変更後の金額 456,383,400 円 ○ 契約相手方 東京都町田市山崎町 1635 番地 1 岳大土木株式会社 代表取締役 佐々木 信幸 ○ 工期 変更前の工期 2022 年 6 月 30 日から 2024 年 3 月 11 日まで 変更後の工期 2022 年 6 月 30 日から 2024 年 7 月 5 日まで <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金・物価水準の変動に対応するため、工事請負契約書に定めるインフレスライド条項を適用し、整備工事費を増額します。 ○ 同時期に施工される複数の工事との工程調整の結果、工期を延伸します。 			
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 坂上 （工事内容）道路部 道路整備課長 市川	電話	724-2523 724-1125

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第123号議案 相模原市道宮上横山（相模原都市計画道路3・4・6号 宮上横山線）及び町田市道塚957号線（町田都市計画道路3・4・41号 ニュータウン幹線）の橋の新設に伴う上部工事に関する協定の変更協定</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>2022年7月25日に締結した本協定について、協定期間の変更協定を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 協定期間の変更 協定期間の終期について、2024年3月31日から2025年3月31日に変更します。</p>	<p><工事区域図></p> 		
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） 			
<p>【協定の概要】</p>			
<p>○ 協定目的</p>	<p>相模原市道宮上横山（相模原都市計画道路3・4・6号 宮上横山線）及び町田市道塚957号線（町田都市計画道路3・4・41号 ニュータウン幹線）の橋の新設に伴う上部工事に関する協定</p>		
<p>○ 協定金額</p>	<p>総額 414,221,300円 町田市負担 214,221,300円</p>		
<p>○ 協定相手方</p>	<p>神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号 相模原市 相模原市長 本村 賢太郎</p>		
<p>○ 協定期間</p>	<p>変更前 協定締結の日から2024年3月31日まで 変更後 協定締結の日から2025年3月31日まで</p>		
<p>【経緯】</p>			
<p>○ 関係機関との協議に時間を要したことから、橋台工事の着手が遅れ、上部工事の工期にも影響が生じたため、協定期間を変更します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路整備課長 市川</p>	<p>電話</p>	<p>724-1125</p>

議案概要

議案名	第124号議案 児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について																	
<p>【議案提出の目的】 児童扶養手当及び児童手当を受給していた者に対し、不当に受給した手当の返還を求めため、訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 児童扶養手当及び児童手当を受給していた者が、それぞれの受給資格の喪失事由に係る届出の遅れにより、不当に受給した手当の合計 588,070 円について返還が必要となりました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">資格喪失事由の届出日</th> <th style="width: 20%;">返還決定日</th> <th style="width: 20%;">返還対象期間</th> <th style="width: 20%;">返還決定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当返還金</td> <td style="text-align: center;">2017年9月4日</td> <td style="text-align: center;">2017年10月5日</td> <td>2017年1月分から同年7月分まで</td> <td style="text-align: right;">408,070円</td> </tr> <tr> <td>児童手当返還金</td> <td style="text-align: center;">2020年12月3日</td> <td style="text-align: center;">2021年3月8日</td> <td>2019年9月分から2020年5月分まで</td> <td style="text-align: right;">180,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記のうち、2022年10月から2023年2月までの間に児童扶養手当60,000円の返還を受けましたが、いまだに528,070円の返還がないため、訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</p> <p>○ 民法第703条（不当利得の返還義務）</p>					資格喪失事由の届出日	返還決定日	返還対象期間	返還決定額	児童扶養手当返還金	2017年9月4日	2017年10月5日	2017年1月分から同年7月分まで	408,070円	児童手当返還金	2020年12月3日	2021年3月8日	2019年9月分から2020年5月分まで	180,000円
	資格喪失事由の届出日	返還決定日	返還対象期間	返還決定額														
児童扶養手当返還金	2017年9月4日	2017年10月5日	2017年1月分から同年7月分まで	408,070円														
児童手当返還金	2020年12月3日	2021年3月8日	2019年9月分から2020年5月分まで	180,000円														
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 小山	電話	724-3295															

議案概要

議案名	第125号議案 成瀬中央あおぞら学童保育クラブ外7施設の 指定管理者の指定について
-----	--

【議案提出の目的】

成瀬中央あおぞら学童保育クラブ外7施設を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

(指定管理者名) 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会
理事長 三階 広明
東京都町田市中町一丁目19番5号

○ 公の施設の概要

名 称	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬二丁目8番地(成瀬中央小学校校舎内)
開設年月	1983年2月
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建
建物面積	134.4 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	なかよし学童保育クラブ
所 在 地	町田市忠生三丁目10番地2(忠生小学校校舎内)
開設年月	1982年8月
建物構造	鉄骨造 3階建
建物面積	157.57 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	わんぱく学童保育クラブ(小川小学校校舎内)
所 在 地	町田市小川三丁目10番地1
開設年月	1984年11月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
建物面積	185.04 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	大蔵学童保育クラブ
所 在 地	町田市大蔵町286番地(大蔵小学校敷地内)
開設年月	1995年4月
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建
建物面積	246.82 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	凶師学童保育クラブ
所 在 地	町田市凶師町 239 番地 19 (凶師小学校敷地内)
開設年月	2009 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
建物面積	183.16 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	高ヶ坂けやき学童保育クラブ
所 在 地	町田市高ヶ坂六丁目 7 番 1 号 (高ヶ坂小学校敷地内)
開設年月	2009 年 4 月
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建
建物面積	128.38 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	つくし野学童保育クラブ
所 在 地	町田市つくし野二丁目 21 番地 11 (つくし野小学校敷地内)
開設年月	2009 年 4 月
建物構造	軽量鉄骨造 2 階建
建物面積	121.68 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	そよかぜ学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬七丁目 11 番地 1 (南第二小学校敷地内)
開設年月	1993 年 4 月
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建
建物面積	137.45 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・学童の保育に関する業務
- ・学童の特別保育に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務

○ 指定の期間

- ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

※そよかぜ学童保育クラブは 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 1 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)
- 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)

問合せ先	子ども生活部児童青少年課長 菊地	電話	724-2182
------	------------------	----	----------

議案概要

議案名	第126号議案 藤の台ポケット組学童保育クラブの指定管理者の指定について																										
<p>【議案提出の目的】 藤の台ポケット組学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人景行会 理事長 齋藤 彰平 東京都町田市藤の台一丁目1番56号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">藤の台ポケット組学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市藤の台三丁目1番1号 (藤の台小学校校舎内)</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1993年4月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 4階建</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">126.42 m² (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">育成室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間 <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項 (指定管理者の指定)</p>				名 称	藤の台ポケット組学童保育クラブ			所 在 地	町田市藤の台三丁目1番1号 (藤の台小学校校舎内)			開設年月	1993年4月			建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建			建物面積	126.42 m ² (延床面積)			主要施設	育成室		
名 称	藤の台ポケット組学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市藤の台三丁目1番1号 (藤の台小学校校舎内)																										
開設年月	1993年4月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建																										
建物面積	126.42 m ² (延床面積)																										
主要施設	育成室																										
問合せ先	子ども生活部児童青少年課長 菊地	電話	724-2182																								

議案概要

議案名	第127号議案 小山田学童保育クラブ外1施設の指定管理者の指定について																										
<p>【議案提出の目的】 小山田学童保育クラブ外1施設を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人貴静会 理事長 小山 貴好 東京都町田市常盤町 2970 番地 1</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>小山田学童保育クラブ</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市上小山田町 610 番地 (小山田小学校隣接地)</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>2006 年 4 月</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>軽量鉄骨造 平屋建</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>120.58 m² (延床面積)</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>育成室</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>本町田学童保育クラブ</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市本町田 2032 番地 (本町田小学校敷地内)</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>2002 年 4 月</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>重量鉄骨造 平屋建</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>119.81 m² (延床面積)</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>育成室</td></tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間 ※本町田学童保育クラブは 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 1 年間 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定) ○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定) 				名 称	小山田学童保育クラブ	所 在 地	町田市上小山田町 610 番地 (小山田小学校隣接地)	開設年月	2006 年 4 月	建物構造	軽量鉄骨造 平屋建	建物面積	120.58 m ² (延床面積)	主要施設	育成室	名 称	本町田学童保育クラブ	所 在 地	町田市本町田 2032 番地 (本町田小学校敷地内)	開設年月	2002 年 4 月	建物構造	重量鉄骨造 平屋建	建物面積	119.81 m ² (延床面積)	主要施設	育成室
名 称	小山田学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市上小山田町 610 番地 (小山田小学校隣接地)																										
開設年月	2006 年 4 月																										
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建																										
建物面積	120.58 m ² (延床面積)																										
主要施設	育成室																										
名 称	本町田学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市本町田 2032 番地 (本町田小学校敷地内)																										
開設年月	2002 年 4 月																										
建物構造	重量鉄骨造 平屋建																										
建物面積	119.81 m ² (延床面積)																										
主要施設	育成室																										
問合せ先	子ども生活部児童青少年課長 菊地	電話	724-2182																								

議案概要

議案名	第128号議案 相原中央公園外24施設の指定管理者の指定について
-----	----------------------------------

【議案提出の目的】

相原中央公園外24施設を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

(指定管理者名) 特定非営利活動法人レスポール相原
 理事 北島 一夫
 東京都町田市相原町2216番地1

○ 公の施設の概要

(1) 有料施設等

名 称	相原中央公園
所 在 地	町田市相原町2018番
開設年月	2008年4月1日
施設面積	157,230.91㎡
主要施設	グラウンド、テニスコート、駐車場

(2) その他施設

名 称	所在地	面積 (㎡)
相原町根岸児童公園	相原町2983番53	325.88
相原坂下児童公園	相原町370番19	358.76
相原谷戸児童公園	相原町1454番32	622.57
相原てんで山児童公園	相原町1806番33	1,664.95
相原蚕種石児童公園	相原町307番11	1,244.00
坂下第2児童公園	相原町367番2	587.68
相原橋本公園	相原町545番4	1,418.73
相原芹沢谷戸公園	相原町1787番12	900.79
相原坂下北公園	相原町468番32	1,190.50
相原お浜御殿公園	相原町358番14	345.38
相原さくがあらく公園	相原町1051番51	284.09
相原元橋公園	相原町598番21	213.27
相原根岸せせらぎ公園	相原町2894番2	1,113.33
相原根岸わかば公園	相原町2951番8	786.07
相原根岸丘の上公園	相原町2930番26	305.61
相原中村なかよし公園	相原町1201番	1,155.08
相原さくがあらく緑地	相原町1051番56	474.42
相原児童遊園	相原町667番1	961.00
相原ポケット公園	相原町840番10	74.45
相原仲町子ども広場	相原町793番8	2,175.29
相原特別緑地	相原町1505番1	312,541.04
相原中央公園北緑地	相原町1983番	28,162.10

相原松ヶ谷戸緑地	相原町 2105 番 1	4,481.00
相原境公園	相原町 222 番 2	504.21

- 指定管理者が行う主な業務
 - ・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関すること。
 - ・町田市立公園条例第 3 条第 1 項に規定する行為に係る許可に関すること。
 - ・有料公園施設の利用に関すること。
- 指定の期間
 - ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
- 町田市立公園条例第 11 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399
------	-----------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第129号議案 香山緑地外9施設の指定管理者の指定について																																										
<p>【議案提出の目的】 香山緑地外9施設を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) c o c r e 鶴川共同事業体 (代表団体) 株式会社キープ・ウィルダイニング 代表取締役社長 保志 真人 東京都町田市原町田六丁目9番8号4F (その他の構成団体) 株式会社富士植木</p> <p>○ 公の施設の概要 (1) 主要施設等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td>香山緑地</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>能ヶ谷二丁目1018番</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>2025年1月1日(予定)</td></tr> <tr><td>施設面積</td><td>17,428.00㎡</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>庭園</td></tr> </table> <p>(2) その他施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">面 積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>能ヶ谷りす児童公園</td><td>能ヶ谷二丁目1009番2</td><td>262.90</td></tr> <tr><td>能ヶ谷ポケット公園</td><td>能ヶ谷二丁目1164番26</td><td>185.71</td></tr> <tr><td>鶴川駅前やすらぎ公園</td><td>能ヶ谷一丁目5003番</td><td>370.46</td></tr> <tr><td>鶴川駅前五反田公園</td><td>能ヶ谷一丁目5007番1</td><td>1,038.13</td></tr> <tr><td>鶴川駅前みちのべ公園</td><td>能ヶ谷二丁目5015番4</td><td>518.05</td></tr> <tr><td>鶴川駅前1号緑地</td><td>大蔵町5003番1</td><td>199.29</td></tr> <tr><td>鶴川駅前2号緑地</td><td>大蔵町5006番1</td><td>62.56</td></tr> <tr><td>鶴川駅前3号緑地</td><td>能ヶ谷二丁目5008番4</td><td>128.29</td></tr> <tr><td>鶴川駅前4号緑地</td><td>能ヶ谷二丁目5012番14</td><td>97.30</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関すること。 ・町田市立公園条例第3条第1項に規定する行為に係る許可に関すること。</p> <p>○ 指定の期間 ・2025年1月1日から2034年3月31日までの9年3ヶ月間</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定) ○ 町田市立公園条例第11条第3項(指定管理者の指定等)</p>				名 称	香山緑地	所 在 地	能ヶ谷二丁目1018番	開設年月	2025年1月1日(予定)	施設面積	17,428.00㎡	主要施設	庭園	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)	能ヶ谷りす児童公園	能ヶ谷二丁目1009番2	262.90	能ヶ谷ポケット公園	能ヶ谷二丁目1164番26	185.71	鶴川駅前やすらぎ公園	能ヶ谷一丁目5003番	370.46	鶴川駅前五反田公園	能ヶ谷一丁目5007番1	1,038.13	鶴川駅前みちのべ公園	能ヶ谷二丁目5015番4	518.05	鶴川駅前1号緑地	大蔵町5003番1	199.29	鶴川駅前2号緑地	大蔵町5006番1	62.56	鶴川駅前3号緑地	能ヶ谷二丁目5008番4	128.29	鶴川駅前4号緑地	能ヶ谷二丁目5012番14	97.30
名 称	香山緑地																																										
所 在 地	能ヶ谷二丁目1018番																																										
開設年月	2025年1月1日(予定)																																										
施設面積	17,428.00㎡																																										
主要施設	庭園																																										
名 称	所 在 地	面 積 (㎡)																																									
能ヶ谷りす児童公園	能ヶ谷二丁目1009番2	262.90																																									
能ヶ谷ポケット公園	能ヶ谷二丁目1164番26	185.71																																									
鶴川駅前やすらぎ公園	能ヶ谷一丁目5003番	370.46																																									
鶴川駅前五反田公園	能ヶ谷一丁目5007番1	1,038.13																																									
鶴川駅前みちのべ公園	能ヶ谷二丁目5015番4	518.05																																									
鶴川駅前1号緑地	大蔵町5003番1	199.29																																									
鶴川駅前2号緑地	大蔵町5006番1	62.56																																									
鶴川駅前3号緑地	能ヶ谷二丁目5008番4	128.29																																									
鶴川駅前4号緑地	能ヶ谷二丁目5012番14	97.30																																									
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399																																								

議案概要

議案名	第130号議案 野津田公園外11施設の指定管理者の指定について
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

野津田公園外11施設を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

- 指定管理者候補者
 (指定管理者名) スポーツパークパートナーズまちだ共同事業体
 (代表団体) 日本体育施設株式会社
 代表取締役 越後 幸太郎
 東京都中野区東中野三丁目20番10号
 (その他の構成団体) 一般財団法人町田市体育協会、株式会社ゼルビア、株式会社ギオン

○ 公の施設の概要

(1) 有料施設等

名 称	野津田公園
所 在 地	野津田町 2035 番
開設年月	1990 年 10 月 1 日
施設面積	420,914.98 m ²
主要施設	陸上競技場、球場、テニスコート、グラウンド、会議室、駐車場

名 称	小野路公園
所 在 地	小野路町 2023 番 1
開設年月	2006 年 4 月 10 日
施設面積	76,219.88 m ²
主要施設	球場、グラウンド、駐車場

名 称	鶴川中央公園
所 在 地	鶴川六丁目 6 番
開設年月	1968 年 8 月 1 日
施設面積	19,719.89 m ²
主要施設	球場、テニスコート

名 称	鶴川1号緑地
所 在 地	鶴川三丁目 2 番 2
開設年月	2008 年 6 月 3 日
施設面積	5,534.18 m ²
主要施設	テニスコート

名 称	山王塚公園
所 在 地	薬師台三丁目 3 番 20
開設年月	2006 年 6 月 16 日
施設面積	32,084.75 m ²
主要施設	グラウンド

(2) その他施設

名称	所在地	面積 (㎡)
小野路下堤くすのき公園	小野路町 1840 番 12	1,293.40
小野路下堤湧水公園	小野路町 1780 番 14	457.22
小野路下堤小野路川緑地	小野路町 1780 番 13	346.09
野津田緑地	野津田町 1727 番	8,241.26
野津田公園北緑地	小野路町 1191 番 1	17,113.47
野津田 2 号緑地	野津田町 1791 番 2	1,599.31
小野路半沢公園	小野路町 7 番 6	262.58

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- ・町田市立公園条例第 3 条第 1 項に規定する行為に係る許可に関すること。
- ・有料公園施設の利用に関すること。

○ 指定の期間

- ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)
- 町田市立公園条例第 11 条第 3 項 (指定管理者の指定等)

問合せ先

都市づくり部 公園緑地課
公園管理担当課長 家木

電話

724-4399

議案概要

議案名	第131号議案 町田中央公園外4施設の指定管理者の指定について
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

町田中央公園外4施設を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

(指定管理者名) 町田にぎわいづくりパートナーズ共同事業体

(代表団体) コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 室田 健志

東京都品川区東品川四丁目10番1号

(その他の構成団体) イオンディライト株式会社、

株式会社CASCAVEL FUTSAL CLUBE

○ 公の施設の概要

名 称	町田中央公園
所 在 地	旭町三丁目20番
開設年月	1970年12月28日
施設面積	31,921.00 m ²
主要施設	体育館、球場、テニスコート、駐車場

名 称	木曾山崎公園
所 在 地	本町田1966番1
開設年月	1985年10月1日
施設面積	20,391.60 m ²
主要施設	グラウンド

名 称	日向山公園 (公園区域の一部)
所 在 地	本町田3486番
開設年月	1971年12月13日
施設面積	47,005.66 m ²
主要施設	球場、駐車場

名 称	成瀬うさぎ谷戸公園
所 在 地	西成瀬一丁目2738番3
開設年月	1984年11月23日
施設面積	24,838.52 m ²
主要施設	グラウンド、駐車場

名 称	本町田後田公園
所 在 地	本町田2339番1
開設年月	2023年4月21日
施設面積	8,224.82 m ²
主要施設	グラウンド、会議室、駐車場

- 指定管理者が行う主な業務
 - ・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関すること。
 - ・町田市立公園条例第 3 条第 1 項に規定する行為に係る許可に関すること。
 - ・有料公園施設の利用に関すること。
- 指定の期間
 - ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
- 町田市立公園条例第 11 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399
------	-----------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第132号議案 忠生公園外739施設の指定管理者の指定について
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

忠生公園外739施設を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

(指定管理者名) 一般社団法人町田市緑化協会
 代表理事 中野 清司
 東京都町田市高ヶ坂六丁目17番34号

○ 公の施設の概要

(1) 有料施設等

名 称	忠生公園
所 在 地	忠生一丁目3番1
開設年月	1977年3月31日
施設面積	81,899.03 m ²
主要施設	ソフトボール場・駐車場

名 称	小山上沼公園
所 在 地	小山ヶ丘三丁目1番1
開設年月	2004年8月3日
施設面積	34,599.30 m ²
主要施設	グラウンド・駐車場

名 称	忠生スポーツ公園
所 在 地	下小山田町3307番
開設年月	2023年9月16日
施設面積	36,196.38 m ²
主要施設	駐車場

※2025年4月1日から追加。

(2) その他施設

公園種別	箇所数	面積(合計)
街区公園	467箇所	618,194 m ²
近隣公園	18箇所	327,100 m ²
地区公園	5箇所	232,643 m ²
特殊公園	2箇所	5,732 m ²
都市緑地	173箇所	601,976 m ²
緑道	1箇所	6,605 m ²
都市公園以外の公園	71箇所	465,919 m ²

- 指定管理者が行う主な業務
 - ・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関する事。
 - ・町田市立公園条例第 3 条第 1 項に規定する行為に係る許可に関する事。
 - ・有料公園施設の利用に関する事。
- 指定の期間
 - ・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間
 - ※忠生スポーツ公園は 2025 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 4 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
- 町田市立公園条例第 11 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399
------	-----------------------------	----	----------